

スポンサー ハンドブック

SPONSOR HANDBOOK



ChildFund  
Japan

## スポンサーシップ・プログラムについて



このハンドブックには、  
皆さまにスポンサーとして  
知っていただきたい事が掲載されています。  
また、各種手続きや、  
皆さまからよくいただくご質問なども  
あわせて掲載しています。  
ぜひご一読ください。

目次	
スポンサーシップ・プログラムについて	3
地域開発支援	4
子どもの成長を見守る支援	5
チャイルドとの文通	6
現地訪問／定期刊行物／禁止事項	8
子どものセーフガーディング	9
各種手続き	10
よくある質問	12
チャイルド・ファンド・ジャパンについて	14

貧困の中で暮らす子どもたちの健やかな成長を継続的に支える支援プログラムです。教育、子どもの保護などの地域開発支援を通して、フィリピン、ネパール、スリランカの子どもたちを支援し、子どもを支える地域づくりを目指します。

### チャイルド・ファンド・ジャパンの地域開発支援

子どもたちの健やかな成長を目指し、子どもを中心とした地域全体を支援します。学用品の配布や就業支援といった子どもたちへの直接的な支援とともに、保護者に対する栄養研修、学校の先生に対する研修、地域行政と連携した子どもの保護の推進といった、子どもを支える地域づくりも行っています。

#### 乳幼児期

母子保健  
妊産婦への保健研修など  
乳幼児栄養  
栄養ある食事の研修など



#### 学齢期

教育  
学用品の配布、教育の質向上のための先生への研修、親への啓発など



#### 青少年期

青少年育成  
職業訓練、就業支援など



#### 子どもの保護

子どもたちが暴力から守られるための研修や啓発活動など

#### アドボカシー

政策提言など、子どもの権利に関する行政や政府への働きかけ



### 国別地域開発支援活動の概要

#### フィリピン

1975年より支援を開始し、チャイルド一人ひとりの必要に応じた支援と、家族や地域の自立に向けた支援を実施。フィリピン国内の協力パートナーと協働し、チャイルドの成長を包括的に支援しています。また、特長の一つに、チャイルドの内面的な成長を支える自己啓発プログラムがあります。地域の人々が力を合わせて子どもたちの課題に取り組み、子どもが健全に成長し、子どもの権利が守られることを目指しています。

支援対象年齢：5歳から18歳頃まで



#### ネパール

1995年より支援活動を始め、2010年よりスポンサーシップ・プログラムを開始。現地協力パートナーと協働し、教師研修を含む学校運営支援を行い、子どもたちが安心して勉強を続けることができる環境を整えています。公立学校の教育の質の向上、地域と行政との連携による子どもたちをとりまく課題の改善が最終的な目標です。

支援対象年齢：5歳から18歳頃まで



#### スリランカ

2006年より、チャイルド・ファンド・インターナショナルが実施するスポンサーシップ・プログラムに協力して支援を開始。乳幼児期（0から5歳）、学齢期（6から14歳）・青少年期（15から24歳）の3つのライフステージに分けて子どもが健全に成長し経済的自立を図れるように長期的に支援しています。

支援対象年齢：0歳から24歳まで



### スポンサーによる子どもの成長を見守る支援

支援地域の子ども1人（チャイルド）とつながり、成長の記録やお手紙を通して、その子の成長を見守ることができます。



#### チャイルドとの交流について

スポンサーとチャイルドは、スポンサーシップ・プログラムを通じて交流することができます。お申込みいただいた方とは別にお子様等がチャイルドとの交流を希望される場合には、別途お知らせください。フレンド名として登録いたします。チャイルド・ファンドを介さない交流、チャイルドのプログラム終了後やスポンサーのご寄付中止後の交流はできません。

#### 交流の内容

- **はじめましてのお手紙**・・・ご寄付開始から5ヵ月ほどで、チャイルドからごあいさつの手紙が届きます。
- **成長の記録**・・・チャイルドの昨年度の様子が写真と共に届きます。お届けの時期や内容は支援国によって異なります。
- **季節のご挨拶**・・・スポンサーとチャイルドとの季節のご挨拶です。フィリピンからは12月にクリスマスカードが、ネパールからはネパール歴の新年にあたる4月頃に新年のカードが届きます。
- **文通**・・・スポンサーとチャイルドの間のお手紙による交流ができます。→詳しくはP.6「チャイルドとの文通」をご覧ください。



#### チャイルドとの交流の終了

支援地域での活動終結やチャイルドの基礎教育修了または支援終了年齢に達した時に、チャイルドは当団体の支援を離れます。また、チャイルドや家庭の事情により支援を離れる場合もあります。チャイルドが当団体のプログラムを離れた場合には、その旨ご連絡の上、次に交流するチャイルドをご紹介します。 ※スポンサー様のご寄付の継続を中止される場合には、別途手続きが必要となります。→P.11



手紙を通じた交流により、チャイルドの成長をより身近に感じることが出来ます。

チャイルドにお手紙を書いていただくと、3、4ヵ月ほどでお返事が届きます(翻訳が必要な場合さらに1ヵ月ほど、現地交通事情によりさらに時間がかかる場合もあります)。

チャイルドが英語の読み書きができない場合は、親族や現地スタッフが代筆または英訳を付ける場合があります。



季節のごあいさつ(クリスマスカード、新年カード)で既にチャイルドから送信があるものや、お手紙を出す頻度により(まとめて返信する場合など)、期待通りの返信が得られない場合がありますのでご了承ください。

## チャイルド宛てのお手紙の文例



文例集

チャイルド番号

●●●●●●

○○ちゃんへ



ご自身のこと、家族、趣味、スポーツ、仕事、住んでいるところの様子などを、便箋1枚程度にお書きください。

はじめまして。  
私の名前は○○○○です。  
日本の首都、東京に住んでいる女性です。  
日本には春・夏・秋・冬という四季があります。  
今、日本は冬で、とても寒いです。冬には雪が降ります。

私は旅行に行くのが好きなので、次に旅行に行った時には○○ちゃんにその時の写真を送りたいと思っています。

○○ちゃんの好きな食べ物はなんですか？  
日本からいつも応援しています。  
お返事が届くのを楽しみにしています。

スポンサーの○○より



「どうして」という質問は子どもには答えにくい場合があります。好きな食べ物や教科、よくするあそびなど、チャイルドが答えやすい簡単な質問からぜひ始めてみてください。

## 宛先

▶東京の事務所宛にお送りください。

〒167-0041  
東京都杉並区善福寺2-17-5  
チャイルド・ファンド・ジャパン  
支援者サービスチーム 宛  
チャイルド番号 XXXXXXX



＊事務局より送付したラベル(コピーしてお使いください)をお貼りいただくか、上の図のようにチャイルド番号をご記入ください(0は省略しないでください)。

＊紛失防止のため、カードや写真など、内容物すべてにチャイルド番号のご記入をお願いします。

＊チャイルド宛ての手紙の本文やカード本体には、ご住所・電話番号・E-mailアドレスなど、個人情報を書かないでください。

## 文通の注意事項



### ★写真を同封する際の注意点

皆さまからお送りいただく写真によってチャイルドは、新しい世界を知るとともに、スポンサーの皆さまに親近感を感じると思います。しかし、プライバシー保護の観点より、人物が写っている写真につきましては、写っているすべての方の同意をとってからお送りください。

### ★プレゼントやお金を送ることはできません

プレゼントやお金は、受け取る子どもと受け取らない子どもとの間に不公平感を起こし、不和を生み出すことがあります。また、現金を渡すことは、地域の自立の妨げになります。どうぞご理解くださり、温かいお気持ちはカードやお手紙、写真などでお送りください。

### ★カードの種類とサイズ

お手紙やカードは、A5サイズ、二つ折り可能なA4サイズに収まるサイズでお送りくださいますようお願いいたします。音や光の出るカード(水銀電池が内蔵されているもの)は、郵送中の事故防止や環境保護のため、送ることができません。



### 現地訪問

チャイルドと家族の暮らす地域を訪問することは、ご寄付がどのように役立てられているかを直接確かめることのできる機会となります。ただし、現地へのご訪問は、一定期間ご寄付いただきスポンサーとしてチャイルドの成長を見守っていただいたあとにご案内しています。また、地域や時期によっては政情不安などの様々な理由で訪問できないこともあります。現地訪問を希望される際は、ご出発予定の3カ月前までに支援者サービスチームまでご相談ください。

### 定期刊行物

プロジェクトの詳細や支援地域の最新情報をまとめた機関紙「SMILES」(1年に2回)、1年の活動をまとめた「年次報告書」などを発行しています。ホームページの「資料室」からPDFファイルにてご覧になれます。

現物発送が不要な方は、事務局までお電話もしくはメールにてご連絡ください。ホームページ(右QRコード)からのご連絡も可能です。

TEL:03-3399-8123  
E-Mail:dsg@childfund.or.jp

資料室



### 禁止事項

#### チャイルドに直接会う、日本に連れてくる

チャイルドに直接会いに行ったり、チャイルドを日本に呼び寄せることは、危険やトラブルにつながる恐れがあり、子どものセーフガーディングの観点からも禁止しています。支援を離れたチャイルドも含めて、ご遠慮ください。

チャイルド・ファンド・ジャパンは、子どもの支援に取り組む団体として、支援事業や広報・啓発事業などのすべての活動において、子どもたちがあらゆる危害から守られるよう、「子どものセーフガーディング」を推進しています。



グローバル化や技術の発展などにもとない、子どもたちが直面する暴力のリスクは、国境を越えた犯罪にかかわるものから、インターネットを介したいじめや搾取まで、多様かつ複雑になっています。私たちは、より一層子どもの保護を重視し、子どもたちにとって安全な世界をつくるため取り組んでいきます。

団体が定めるセーフガーディング方針と行動規範はウェブサイトで公開されており、ダウンロードすることができます。



スポンサーの皆さまにも、子どもたちと地域の人々との関わりの中では、この方針と行動規範を遵守することをお願いしております。子どもの権利、安全、尊厳、プライバシーを守るために、ご一読のうえ、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

#### ソーシャルメディアを通じたチャイルドとの交流

Facebookなどのソーシャルメディアを通じての交流はお控えください。チャイルドにも、スポンサーの方との交流は事務所を介した手紙のやり取りに限定することを説明しています。

チャイルドや家族からソーシャルメディアを通して連絡が来た場合は、返信せずに事務局までご連絡ください。



## ご送金方法

自動引落によるご送金方法をご案内いたします。自動引落をお選びいただきますと、事務所の諸経費・労働負荷・環境負荷が抑えられ、ご寄付をより有効に活用することができます。ぜひご理解とご協力をお願いします。



1回の送金金額は4,000円(1ヵ月分)、12,000円(3ヵ月分)、24,000円(6ヵ月分)、48,000円(1年分)よりお選びいただくことができます。

※1年以上先のご送金につきましては、原則受け付けておりません。

### ① クレジットカードからの自動引落

Visa、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、ダイナースクラブ、その他のカードがご利用いただけます。

お申込みいただきましたご寄付は、各カード会社との規約に基づいて通常のカードご利用と同様に、ご指定の口座よりお引落しいたします。クレジットカード会社からのご利用明細をご確認ください。



### ② 金融機関(銀行・ゆうちょ銀行)からの自動引落

専用申込書と返信用封筒をお送りいたします。

口座名義人と口座情報をご記入、金融機関お届け印をご捺印のうえ、ご返送ください。金融機関との手続きの都合上、お申込みいただいてから約2ヵ月後より引落しがスタートします。初回のみ、支援開始月からの分がまとめて引落されますので、ご了承ください。

なお、ネット銀行については取り扱えない場合がありますので事前にお問い合わせください。

## ご登録情報の変更

ご連絡先・ご送金方法・その他、ご登録内容に変更がございましたら、事務局までお電話もしくはメールにてご連絡ください。ホームページ(右QRコード)からの変更も可能です。



TEL:03-3399-8123/E-Mail:dsg@childfund.or.jp

## ご寄付の中止

ご事情によりご寄付の継続を中止される場合は、事務局までお電話もしくはメールにてご連絡ください。自動引落にてご送金いただいている場合はお引落しを停止いたします。なお、いただいたご寄付の返金には応じかねますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

## 寄付金控除

チャイルド・ファンド・ジャパンは、NPO法改正後、2015年4月1日に東京都より「認定NPO法人」に認定されています。ご支援くださる皆さまには、所得税、法人税、相続税などの税制上の優遇措置を受けていただくことができます。

特に個人の方がチャイルド・ファンド・ジャパンに寄付をした場合、最大で寄付金額の約40%を、所得税から控除できるようになりました。

確定申告をされる際には、チャイルド・ファンド・ジャパンが発行する領収書をご利用ください。

スポンサーの方の領収書は、毎年1月に前年1年間(1月1日～12月31日)にいただいたご寄付の分をまとめた金額で発行し、お送りしています。お手元の送金控えは、領収書が届くまで大切に保管してください。

なお、領収書の名義は、お申込みいただいた方のお名前になります。



## Q1 支援を続けなければならない最低期間はありますか？

特に定めておりません。継続的な地域開発支援というスポンサーシップ・プログラムの性質から、できるだけ長期間のご協力をお願いしています。ご寄付継続が難しくなった際には、事務局までお知らせください。再開していただける機会がございましたら、いつでもご連絡ください。

## Q2 チャイルドはどのように選ばれるのですか？

貧しい地域の中でも特に貧しく、支援の必要度が高い子どもたちが選ばれます。フィリピンとスリランカでは、支援を受けるチャイルドの家庭の経済状況が一定の基準を下回っていることが条件となります。コミュニティとの話し合いのもと、各家庭の状況に応じて子どもが選ばれます。ネパールでは、学校単位で支援を受ける子どもが選ばれています。

## Q3 スポンサーになったら、手紙を書かなくてはいけませんか？

いいえ、手紙へのお返事は強制ではありません。チャイルドにとっては、遠く離れた国から自分のことを思ってくれているスポンサーさんがいるということだけでも大きな心の支えになっています。手紙を書けない場合でも、子どもたちを勇気付け、心に希望の光を灯していただくことができます。

## Q4 手紙は、日本語で書いてよいでしょうか？

はい。日本語でお書きくださって構いません。英語の翻訳文を添えてチャイルドに送ります。また、英語でお手紙を書いていただきますと、お届けまでの時間が短くなり、ます。ぜひ英語でお手紙をお書きください。ホームページに英語の定型文例集がありますので、ご活用ください。

文例集



## Q5 スポンサーシップ・プログラム以外で協力する方法はありますか？

以下の方法があります。ぜひ、ご協力をお願いいたします。



### ● 団体活動全体、プロジェクト、緊急・復興支援への寄付

貧困に起因する様々な問題の中で、特定の開発課題解決に取り組んでいます。各課題単位または団体活動全体へのご寄付ができます。

ご寄付のタイミングは随時、金額は任意です。

### ● マンスリー・サポーター

月々1,000円から継続的にご寄付ができます。

### ● 遺贈・相続財産・香典の寄付

遺産や相続された財産をご寄付いただくことで、貧しさに苦しむアジアの子どもたちへ支援を届けることができます。

お気軽にご相談ください。

### ● 書き損じハガキ・未使用切手を送る

書き損じハガキや切手を集めて、支援活動のために活用しています。未投函の官製ハガキであれば、少量でも、どんなに古いものでも、大歓迎です。また、切手は未使用の切手のみ受け付けております。ぜひ事務局宛にお送りください。



### ● 本を送る

古本を活用してNPO・NGOをサポートする『チャリボン』と協働し、古本での寄付を受け付けています。送っていただく本が、子どもたちへの支援活動に変わります。(DVD、CD、ゲームソフトも受け付けております)

チャリボン



# チャイルド・ファンド・ジャパンについて



チャイルド・ファンド・ジャパンは、1975年より、アジアを中心に貧困の中で暮らす子どもの健やかな成長、家族と地域の自立を目指した活動をしています。活動をとおして人と人が出会い、お互いに理解を深め、つながることを大切にしています。

## ビジョン・ミッション

チャイルド・ファンド・ジャパンはここに掲げるビジョン(目標)、ミッション(使命)に基づいて活動します。また、私たちは、子どもたちみんなが幸せに、そして責任ある大人に成長することを願い、「子どもの権利条約」に基づいて活動しています。

ビジョン  
【目標】

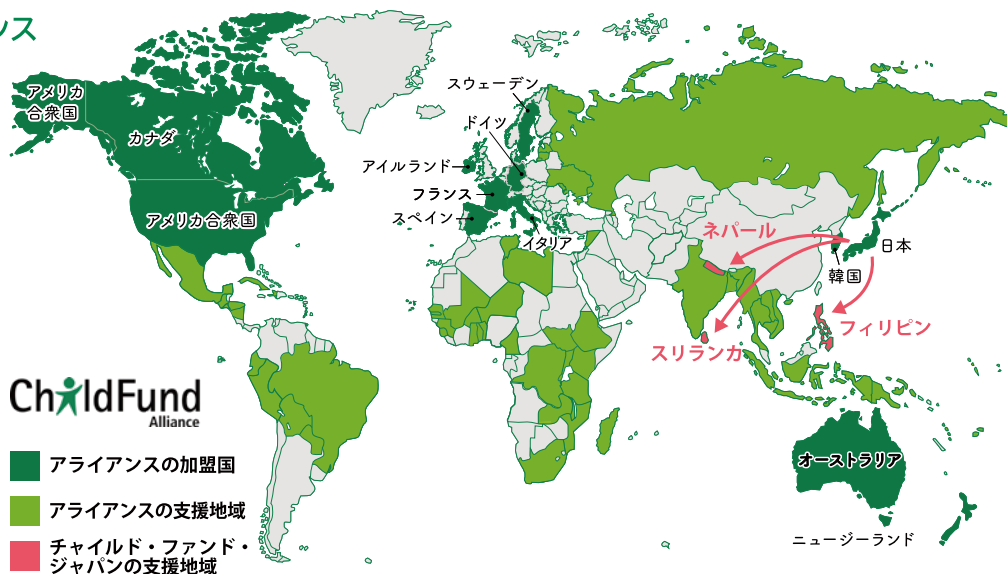
すべての子どもに開かれた未来を約束する  
国際社会の形成

ミッション  
【使命】

生かし生かされる国際協力を通じて  
子どもの権利を守る

## チャイルド・ファンド・アライアンス

チャイルド・ファンド・アライアンスは、子どもへの支援に取り組む12の団体からなる国際的なネットワークです。子どもたちが本来備え持つ可能性を実現できるよう、貧困やその原因となっている環境を改善するために、70カ国以上で2,300万人以上の子どもたち、家族とともに活動しています。チャイルド・ファンド・ジャパンは2005年4月にチャイルド・ファンド・アライアンスに加盟しました。



## 歴史

1975年、CCWA国際精神里親運動部としてフィリピンでのスポンサーシップ・プログラムを開始したのが活動のはじまりです。1995年にはネパール、2006年にはスリランカへの支援を開始しました。2005年4月、国際協力を行う組織として適切な法人形態に変更するため、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンに法人を変更しました。

## 団体概要

名称 特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン

設立 1975年4月1日

住所 〒167-0041 東京都杉並区善福寺2-17-5

連絡先 電話:03-3399-8123 FAX:03-3399-0730

E-Mail: [dsg@childfund.or.jp](mailto:dsg@childfund.or.jp)

※電話でのお問合せは、月曜日～金曜日 10時から17時まで受け付けています。





ご不明な点やご質問は、支援者サービスチームまで、どうぞお気軽にご連絡ください。

特定非営利活動法人  
チャイルド・ファンド・ジャパン  
TEL:03-3399-8123  
FAX:03-3399-0730  
E-Mail:dsg@childfund.or.jp

\*電話でのお問合せは、月曜日～金曜日  
10時から17時まで受け付けています。

ChildFund  
Japan



すべての子どもに開かれた未来を

2022改訂版